

深谷市入札参加停止措置業者一覧表

No.	会社名	所在地	入札参加停止理由	入札参加停止期間	内容
1	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	建設業法違反	令和7年4月16日 ~ 令和7年6月15日 2 ヶ月	<p>当該事業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したほか、主任技術者等として工事現場に配置していたことから建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業法第28条第3項に基づく監督処分(営業停止)を受けた。</p> <p>このことは、深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第6号イ(建設業法違反)及び別表第3(建設業法違反②)に該当するため、2か月の入札参加停止措置とする。</p>
2	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上1-1-2	建設業法違反	令和7年4月16日 ~ 令和7年6月15日 2 ヶ月	<p>当該事業者は、資格要件を満たさない者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認されたため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、建設業法第28条第3項に基づく監督処分(営業停止)を受けた。</p> <p>このことは、深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第6号イ(建設業法違反)及び別表第3(建設業法違反②)に該当するため、2か月の入札参加停止措置とする。</p>
3	日本美装株式会社	埼玉県さいたま市浦和区常盤9-14-6	不正又は不誠実行為	令和7年4月16日 ~ 令和7年6月15日 2 ヶ月	<p>当該事業者の元取締役兼経理部長が業務上横領の容疑により、令和6年9月5日に逮捕、起訴されたため。</p> <p>このことは、深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第8号(不正又は不誠実行為)及び別表第3(不正又は不誠実行為①)に該当するため、2か月の入札参加停止措置とする。</p>
4	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	独禁法違反	令和7年4月16日 ~ 令和7年8月15日 4 ヶ月	<p>当該事業者は、機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。</p> <p>このことは、深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号イ(独禁法違反)に該当するため、4か月の入札参加停止措置とする。</p>

※入札参加停止措置については、本店及び支店・営業所等が入札参加資格者名簿に登録されている者を対象とする。